

## 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく認定について

この認定は、経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことに起因して経営の安定に支障を生じている市内中小企業者について、大阪市長が認定を行うものです。

### [ 認定要件 ]

次の①及び②の要件を満たすこと

- ①大阪市内に主たる事業所（主たる事業所、支店、工場等）を有すること
- ②令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること

### [ 認定期間 ]

経済産業大臣が指定する期間

**令和2年2月1日から令和3年1月31日 融資実行分まで〔令和2年3月13日告示〕**

### [ 認定申請時の提出書類 ]

提 出 書 類	備 考
認定申請書、添付資料	大阪産業創造館2階 大阪市ホームページからダウンロードすることができます。 <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/000002784.html">https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/000002784.html</a>
大阪市内に事業所を有することが確認できる書類	履歴事項全部証明書（3ヶ月以内のもの）、確定申告書、許認可証、会社定款等
認定の根拠となる各月の売上高を確認できる書類	試算表、売上台帳、総勘定元帳等、別紙「添付書類」に記載した各月売上高を確認できるもの
その他	実印

### [ ご注意 ]

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・本認定に関しては指定期間が定められていますので、指定期間に認定書を取得してください。
- ・認定書の有効期間は、認定日から起算して30日です。
- ・認定後認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

### [お問い合わせ先]

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課（金融担当） （電話：06-6264-9844）

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館2階